

建設業退職金共済制度等の適用状況一覧

1次下請業者名	2次下請業者名	3次(以下)下請業者名	① 建退共加入	配布枚数	② 建退共辞退	i 建退共辞退理由(該当するものに○を記入)			ii 理由なし
						自社退職金制度	中小企業退職金共済制度	その他の退職金制度 (具体の名称を記入)	加入指導の有無
1	A		○	35					
2		a	○	20					
3		b		○	○	○			
4			あ	○	16				
5			い	○		○			
6		c		○		○			
7		d		○	27				
8			う	○				○(……制度)	
9			え	○		○			
10			お	○		○		○	
11	B				○				有(文書で指導)
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

①か②どちらかを選択。
②を選択した場合は、i 又は ii の
該当する箇所○又は該当する
事項を記入する

「兵庫県 入札のしおり」より(抜粋)

(建設業退職金共済制度)

第23 県が発注する工事には、特に指示する場合のほかは、すべて建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)に基づく掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札に当たっては入札金額にこれを含めて見積もってください。

2 請負者は、契約金額が100万円以上の建設工事を施工しようとするときは、建設現場ごとの建退共の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙を購入してください。

また、請負者において的確な把握が困難である場合は、勤労者退職金共済機構が作成した「共済証紙購入の考え方について」を参考にして購入してください。

なお、請負者は、証紙購入の際金融機関が発行する掛金収納書を、契約締結後1箇月以内に契約担当者に提出しなければなりません。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約担当者に申し出てこの期間を延長することができます。

3 請負者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建退共対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。

下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入するよう指導してください。

4 契約金額が100万円未満の工事については、掛金収納書の提出は省略しますが、共済証紙は購入しなければなりません。

5 共済証紙は、当該契約に係る工事に従事する建退共の対象労働者に賃金を支払ったときに(少なくとも月1回)その労働者を雇用した日数分を「建設業退職金共済手帳」に貼り消印をしてください。